

照古苑宇土市介護予防・日常生活支援総合事業
指定第1号通所事業（通所型サービスA）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人白日会（以下、「事業者」という。）が設置するウェルネス照古苑いきいき道場（以下「事業所」という。）において実施する宇土市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービスA）（以下、「通所型サービスA」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態等の利用者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所型サービスAの提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

6 前5項のほか、宇土市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 通所型サービスAの提供に当たっては、事業所の職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ウェルネス照古苑いきいき道場
- （2）所在地 宇土市南段原町161番地2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、職員及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスAの実施に関し、事業所の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 介護職員 1名以上

介護職員は、通所型サービスAの業務に当たる。

(3) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活に支障のある生活行為を改善するための訓練指導、助言などを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 営業時間 9時15分から16時15分までとする。

(3) サービス提供時間 10時から15時までとする。

(通所型サービスAの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、事業所の利用定員は、1日1単位20名とする。

(通所型サービスAの内容)

第8条 通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるプログラムを複合的に実施するものとする。

(1) 健康チェック

(2) 運動週間の定着支援

(3) レクリエーション

(4) 食事の提供

(5) 入浴サービス

(6) 送迎

(7) その他介護に関する相談

(利用料等)

第9条 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、宇土市が定める額とし、事業者が法定代理受領サービスを提供する場合には、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用については、1食450円を徴収する。

(2) おむつ代については、1枚80円、尿取りパッド1枚20円を徴収する。

(3) 前2号に掲げるもののほか、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、実費を徴収する。

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並び

にその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 利用期日に利用の中止を申し出た場合は、利用者から取消料の支払いを受けることができる。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りでない。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、宇土市とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は通所型サービスAの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対するは通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対するは通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情処理）

第15条 通所型サービスAの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した通所型サービスAに関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23

条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業者は、提供した通所型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておくものとする。

(虐待防止に向けた体制)

第17条 事業者は、虐待発生の防止に向け、次の各号に定める事項を実施する。また、これらの措置を適切に実施するため権利擁護・虐待防止マニュアルを整備し、権利擁護・虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会は、虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討、相談窓口の設置、虐待（疑い含む）発生時における対応、虐待防止に関する職員への指導、研修会等を行う。
- (2) 虐待（疑い含む）が発生した場合は、管理者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、利用者の安全を第一に配慮する。虐待と判断される場合、組織として発生要因を明らかにし、解消が確認できるまで対応する。再発防止に向けた取組を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業者は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者は、通所型サービスAに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を宇土市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(重要事項等の掲示)

第20条 事業者は、施設内の見やすい場所に運規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項（以下、「重要事項等」という。）を掲示する。

2 前項にかかわらず、重要事項等を記載したファイル等を、自由に閲覧できる形で備え置くことができる。

(法令との関係)

第21条 この規程に定めのないものについては、老人福祉法、介護保険法、個人情報情報の保護に関する法律及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術に関する法律並びにこれらの法律の政令及び省令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(改正点：第7条利用定員)

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(改正点：第9条第2項第1号食費)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(主な改正点：第9条第6項取消料の追加)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(改正点：第7条利用定員の改正)

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。(主な改正点：第17条虐待に向けた体制の改正、第20条運営規程等の掲示及び第21条法令との関係の追加)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。